

○犯罪被害者に対する診断書料支給制度の実施について

(平成14年4月18日例規第28号)

[沿革] 平成29年7月例規第21号改正

この度、捜査過程における被害者の負担の軽減を図るため、一定の犯罪の被害に遭った被害者が事件を立証するために警察に提出する診断書の作成にかかる経費について公費を支給することとし、平成14年4月18日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

記

1 趣旨

この制度は、身体に被害を受けた犯罪の被害者及びその親族（以下「被害者等」という。）が、被害事実を証明するため、警察に提出する診断書の作成にかかる経費について公費を支給することにより、被害者の経済的負担を軽減するとともに捜査過程における二次的被害の防止を図ろうとするものである。

2 適用

この制度は、次の各号に掲げる犯罪の被害に遭った被害者等に対し、適用するものとする。

- (1) 殺人未遂罪
- (2) 強盗致傷罪
- (3) 強盗・強姦等罪
- (4) 強姦等罪（未遂を含む。）
- (5) 強姦等罪（未遂を含む。）
- (6) 準強姦等罪及び準強姦等罪（未遂を含む。）
- (7) 監護者等強姦等罪及び監護者等強姦等罪（未遂を含む。）
- (8) 強姦等致傷罪
- (9) 傷害罪のうち、被害者が全治1か月以上の重傷を負ったもの
- (10) その他事案の内容、被害者の置かれた状況等から、警察署長（以下「署長」という。）が診断書料の支給が必要と判断したもの

3 支給額

診断書の作成にかかる実費額（消費税を含む。）とする。ただし、捜査に必要な1通にかかる費用とする。

4 支出基準

被害者等に対し診断書料を支給することができるのは、事件立証上必要な場合で次

の各号のいずれにも該当しないときに限る。

- (1) 被害者が診断書料の支給を希望しないとき。
- (2) 被害者が集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあると認められる組織に属しているとき。
- (3) 相被疑事件若しくは被害者にも犯罪行為を誘発する行為があったとき、又は犯罪行為について被害者にもその責めに帰すべき行為があったとき。
- (4) その他支出することが社会通念上適切でないとき。

5 申請者

診断書料を請求することができる者は、前記2に掲げる犯罪（以下「対象事件」という。）の被害者等とする。

6 支給手続

(1) 支給認定

対象事件を認知した署長は、警察署の事件担当課長又は同課長が指定した者（以下「事件担当課長等」という。）をして、被害者等にこの制度の趣旨を説明し、被害者等の意思を確認した上で診断書料の支給を認定するものとする。この場合において、署長は、警務部県民サービス課長（以下「県民サービス課長」という。）と協議するなど制度の適切な運用に努めるものとする。

(2) 署長報告

事件担当課長等は、診断書料を支給することが適当であると判断したときは、速やかに診断書料支給認定簿（別記様式1）を作成し、署長に報告するものとする。

(3) 医療機関への説明

署長は、支給対象の認定を行ったときは、事件担当課長等をして診断書及び請求書を作成する医療機関に対し、制度の趣旨及び請求にかかる手続を説明するものとする。

(4) 請求及び支給

署長は、医療機関から当該医療機関所定の請求書又は診断書料請求書（別記様式2）により、診断書料の支払請求を受けたときは、当該医療機関が指定する金融機関の口座に診断書料を振り込むものとする。ただし、被害者等がすでに診断書料を支払っているときは、被害者等から医療機関が発行した領収書を添付した診断書料請求書（別記様式3）により請求を受け、被害者等が指定した金融機関の口座に振り込むものとする。

7 被害者等への教示

この制度は、被害者等からの請求に基づき費用の支給がなされることから、対象事

件であるにもかかわらず被害者等が不知により、制度の適用が受けられないことのないよう被害者等への十分な教示に努めること。

8 報告

署長は、被害者等に対し診断書料の支給を行ったときは、速やかに診断書料支給報告書（別記様式4）により、県民サービス課長を経由して警察本部長に報告するものとする。

診断書料支給認定簿

項 目 決 裁		事 件 名	発生年月日 ----- 認知年月日	被害者氏名 ----- 生年月日	被 害 程 度	担 当 者 ----- 備 考
署 長						
副署長 (次長)						
課 長						
係 長						
署 長						
副署長 (次長)						
課 長						
係 長						
署 長						
副署長 (次長)						
課 長						
係 長						
署 長						
副署長 (次長)						
課 長						
係 長						

診断書料請求書(医療機関用)

平成 年 月 日

警察署長 殿

住 所
医療機関名
代表者氏名
(担当者)
電 話 番 号

印

氏名 生年月日

の診断書料として下記のとおり請求します。

摘 要	数 量	金 額	備 考
診 断 書 料	一 通	円	

※ 金額は消費税を含むものとする。

<入金指定口座>

振込先金融機関	銀行・信用金庫・農協			支店
口座種別・番号	普通・当座	口座番号		
ふりがな 口座名義人				
備 考				

診断書料請求書

平成 年 月 日

警察署長 殿

住 所
氏 名
電話番号

印

氏名 生年月日

の診断書料として下記のとおり請求します。

<入金指定口座>

振込先金融機関	銀行・信用金庫・農協 支店		
口座種別・番号	普通・当座	口座番号	
ふりがな 口座名義人			
被害者との関係	(被害者と申請者が異なる場合)		
添付書類	領収書 (医療機関名)		

発第 号
平成 年 月 日

奈良県警察本部長 殿

警察署長

診断書料支給報告書

事 件 名	
発生年月日	平成 年 月 日 ()
認知年月日	平成 年 月 日 ()
発生場所	
被 害 者	住所 職業 氏名 男・女 生年月日 年 月 日 (歳)
申 請 者	住所 職業 氏名 男・女 生年月日 年 月 日 (歳) 被害者との続柄
支 給 内 容	診断書料 一通 円
備 考	